

平成30年度固定資産の評価替え

担当 固定資産税課
 ☎046(252)8043(土地)
 ☎046(252)8047(家屋)
 FAX046(255)3550

固定資産税は、固定資産（土地、家屋、償却資産）の所有者がその価格（評価額）を基に算定した税額を納める税金です。

◆証明書記載内容の変更

物件単位で交付していた固定資産のうち、土地と家屋は、地価や物価の変動に合わせて、評価額を3年ごとに見直しており、平成30年度は評価替えの年度です。

公共下水道供用区域の拡充

担当 下水道施設課
 ☎046(252)8587
 FAX046(257)4155

市では、皆さんが清潔で快適な生活を送れるように、公共下水道の整備を進めています。

助成・貸付制度

公共下水道は、河川などの水質を保全し、周辺環境の改善に大きな役割を果たしており、供用が開始された場合には、排水設備の設置が義務づけられています。

なお、工事は自費施工となり、市指定工事店以外は施工できません。

供用開始区域

相武台二丁目、ひばりが丘三丁目の一部で新たに供用を開始します。これによ

ので、評価証明書をご利用ください。

土地の評価替え

土地（宅地）の評価替えは、国が定める地価公示価格の7割を目途として、評価額の基礎となる路線価などを見直し、評価の均衡化と適正化を図りました。

家屋の評価替え

在来分家屋（評価済家屋）の評価替えは、対象家屋と

同一のものを新築する場合の建築費（再建築価格）を算出し、家屋の経過年数に応じた減点補正などを行い、評価額を算出する再建築価格方式で行います。再建築価格は、前回（平成27年度）の再建築価格に建築物価の変動割合を乗じて算出します。計算の結果、評価額が平成29年度の評価額を上回る場合には、原則、平成29年度の評価額に据え置きます。

認知症サポーター養成講座

担当 介護保険課
 ☎046(252)7084
 FAX046(252)8238

認知症を正しく理解し、認知症の方を見守る「認知症サポーター」の養成講座を開催します。

同講座の修了者には、認知症サポーターの目印となる腕輪「オレンジリング」を支給します。

○とき 4月18日（水）

障がい者支援の拡充

担当 障がい福祉課
 ☎046(252)7132
 FAX046(252)7043

障害者総合支援法の改正に伴い、障がいのある方の生活と就労に対する支援を充実するため「自立生活援助」「就労定着支援」「居

人間ドック受検者への助成

担当 国保年金課
 ☎046(252)7672
 FAX046(252)7043

市指定医療機関で人間ドックを受検する方に受検費用の一部を助成します（上限1万円）。特定健康診査と重複受診はできません。

詳しくは、担当へお問い合わせください。

○対象 次の全てを満たす方

●4月1日から受検日まで継続して国民健康保険

に加入している方。

●40～74歳の方（年度内に40歳になる方を含む）。

●世帯が国民健康保険税および市税を滞納していない方。

●受検結果の提供に同意できる方。

シニアの運動教室 ついきいち教室

担当 介護保険課
 ☎046(252)7084
 FAX046(252)8238

気軽に参加できる介護予防に役立つ運動や講話を行う「つきいち教室」は左表の通りです（上履き持参）。

なお、東原共同住宅集会所が新たな会場として加わり

○参加方法 当日直接会場へ

とき	ところ
4月11日（水）	午前10時～11時30分 東原共同住宅集会所
	午後1時15分～2時45分 相武台コミュニティセンター
4月12日（木）	午前10時～11時30分 栗原コミュニティセンター
	午後1時45分～3時15分 東建座間ハイツ集会所
4月17日（火）	午前10時～11時30分 相模が丘コミュニティセンター
	午後1時45分～3時15分 東原コミュニティセンター
4月18日（水）	午前10時～11時30分 新田宿・四ツ谷コミュニティセンター
	午後1時45分～3時15分 立野台コミュニティセンター
4月27日（金）	午前10時～11時30分 小松原コミュニティセンター
	午後1時15分～2時45分 ひばりが丘コミュニティセンター

入院時食事・生活療養費 標準負担額の変更

担当 国保年金課
 ☎046(252)7672
 FAX046(252)7043

◆入院時食事療養費

入院時に負担する食事代の標準負担額を4月1日から460円に変更します。

難病・小児慢性特定疾患者に変更はありません。

住民税非課税世帯、低所得者Ⅰ・Ⅱの方は、標準負担額減額認定証を使用することで減額できます。

◆入院時生活療養費

医療療養病床に入院する医療区分Ⅱ・Ⅲの65歳以上の方が負担する入院時生活療養費の標準負担額のうち、居住費（光熱水費相当額）に変更はありません。

4月1日から変更します。詳しくは、担当へお問い合わせください。

看護師等奨学生

担当 医療課
 ☎046(252)7295
 FAX046(252)7043

保健師、助産師、看護師などの業務（以下、看護職）に従事する有能な人材を育成するために、座間市看護師等奨学金貸付制度を実施しています。詳しくは、担当へお問い合わせください。

分)の住民票の写しおよび所得証明書(1年度分)、入学・在学証明書、授業料を証明する書類、履歴書(写真貼付)

○定員 5人

○貸付額 授業料相当額(上限月額3万円)

○貸付期間 申請月～養成施設卒業

○選考方法 書類審査、面接(5月12日(土)予定)

○必要書類 申請書、住民票の写し(未成年の場合本人と法定代理人のもの)、連帯保証人(二人

償還の免除

養成施設を卒業した翌月から、奨学金貸付期間と同等期間継続して市内医療機関で看護職に従事すると償還が免除になります。